

ID: 0444

担当部署: 経済観光部 産業戦略課

処分の概要	特別な設備等の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	長門市しごとセンター条例 第12条		
例 規 番 号	平成30年条例第32号		
【根拠条文】 (特別な設備等の制限) 第 12 条 市長は、管理上必要と認めるときは、使用者に必要な設備をさせることができる。 2 使用者は、特別な設備をしようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。 3 前 2 項に要する費用は、使用者の負担とする。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	7日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 30 年 9 月 21 日	最終変更年月日	年 月 日